

平成29年4月1日

関係各位

豊川市水道整備課長

配水管新設工事の要綱改定について

日頃は、水道事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「豊川市水道事業配水管布設工事負担金に関する要綱」に基づく配水管新設工事の改定概要について下記のようにお知らせしますのでご承知おき下さい。改定理由と致しまして、依頼から着工までに現行運用では、事務手続き等に多くの時間を要してしまうことが挙げられます。

なお、運用の切り替えは平成29年10月1日を予定しています。

○要綱の適用を受ける申込者

- ・市街化区域内の専用住居
- ・市街化区域内の店舗付住居
- ・市街化区域内の宅地分譲(開発区域内の配水管の新設は除く)

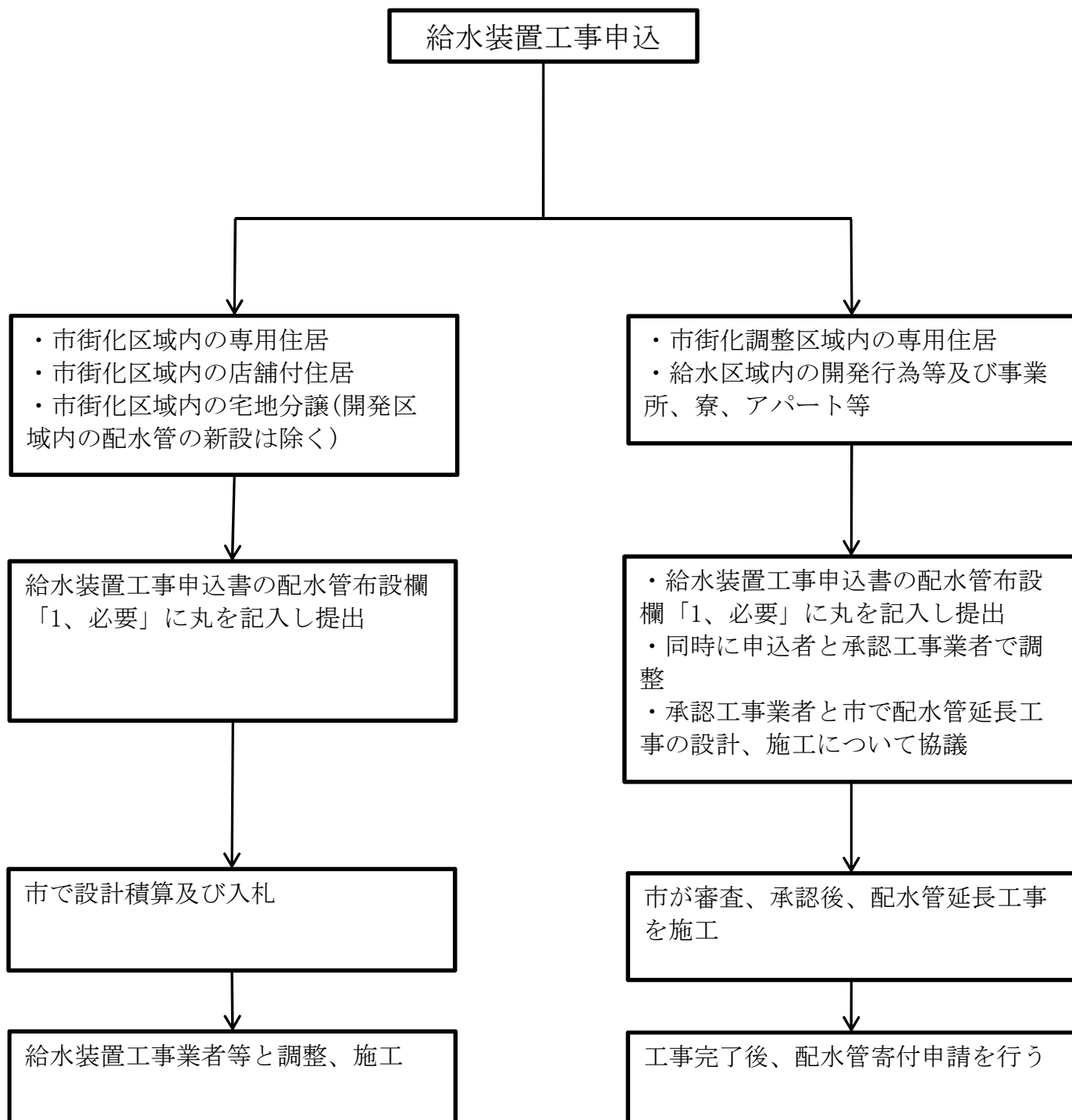
記

設置場所 住所	現行			設置場所 住所	改定後(変更点太字)			
給水 区域内	費用負担	申込者	20%	市街化 区域	費用負担	申込者	なし	
		市	80%			市	全額	
	設計施工	申込者	なし	市街化 調整区域	設計施工	申込者	なし	
			市			有	市	有
		設計施工	申込者		なし	費用負担	申込者	全額
			市		有		市	なし
設計施工	申込者	承認工事業者 を通じて施工	設計施工	申込者	承認工事業者 を通じて施工			
	市	なし		市	なし			

※具体的な運用フローについては裏面をご覧ください。

【お問合せ 水道整備課給水係 TEL : 0533-93-3216】

○平成29年10月1日以降の申込で、給水予定地の接道面に配水管が無い場合のフロー



※国道、県道等他事業への占用及び調整が必要な場合は時間がかかる可能性があります。

※年度末は標準工期確保が困難であるため、次年度への見送りをお願いすることがあります。